

東日本大震災からの早期復興と原発に頼らない自然エネルギー政策の 推進を求める意見書

3月11日に東北、関東地方を襲った大地震、そしてこれまでの想定をはるかに超える高さの津波は、我々の地震に対する備えを微塵もなく打ち砕き、2万人にも及ぶ死者、行方不明者を出し、20万人を超える人々の避難生活を余儀なくさせる未曾有の大災害を引き起こした。

自然が有する巨大な力を前に、人間の非力さを多くの方々の尊い命の犠牲によって再認識させられたことは、まさに痛恨の極みである。

また、我が国は世界で唯一の被爆国として、原子力の持つ途方もないエネルギーと長年にわたって人体に影響を及ぼし続ける放射能に対し、最も強い警戒心を持ち、その利用に対しては慎重であったはずであるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故と放射能汚染の拡大は、いかに自然災害に起因するものとはいえ、世界各国が持っていた日本に対する信頼を、大きく揺るがすものとなったことは残念でならない。

最愛の家族、住み慣れた家、誇りとしてきた仕事を失って途方に暮れている被災地の方々、目に見えない放射能被爆の恐怖と、将来への不安を抱えたまま避難せざるを得なくなっている多くの方々が、一刻も早く安らぎのある生活を取り戻し、将来への希望の光を見出すことができるよう早期の復興に取り組むとともに、我が国の将来を見通した安全・安心かつ持続的なエネルギー政策の確立を図るため、本市議会は、国に対し早急に下記の対策を講じることを強く求めるものである。

記

- 1 大震災からの一刻も早い復興と東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災者の早期救済を実現するため、必要な補正予算を早期に成立させ執行するとともに、既存制度の枠組みを超えた新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策を講ずること。
- 2 東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の一刻も早い収束と原因究明を行ない、その結果に基づき、国内すべての原子力発電所について、徹底した安全対策を早急に構築するとともに、国民に対し、丁寧かつ分かりやすい説明を行って不安の払拭に努めること。
- 3 自然エネルギーの活用をすすめ、原子力に依存することのないエネルギー政策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月17日

帯 広 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣

あて